

貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム

貴金属の品位証明業務については、受託数量の大幅な減少が続いており、工場の集約化、人員の削減等により収支面の改善を図っているが、大幅な赤字が続いている。

今般、本業務を引き続き行うために、平成20年度までに本業務に係る収支が相償となるよう具体的な改善策を次のとおり定め、アクションプログラムとして実施するものである。

1. 目的

収支改善を図るため、抜本的な業務改善策を実行するとともに、適切な受益者負担の観点による手数料体系の見直しなどを行う。

2. 具体的な施策

① 業務実施部局の統合

平成19年1月から業務実施部局を東京支局に統合

② 東京支局における人員削減等

平成18年度中を含め可能な限り前倒しで人員削減を行い、平成20年度から本年度当初人員（12名）の4分の1程度の体制（課の廃止を含む。）により業務実施

③ 手数料体系の見直し

適切な受益者負担及び採算性確保の観点等を勘案し、平成18年度中に手数料体系の見直しを行い、平成19年度から実施

④ サービス向上策等

- ・ 手数料体系の見直しにおいて、大口依頼に対する割引制度の導入（平成19年度）
- ・ 金について全製品の返却期間短縮（2泊3日→1泊2日）の実施及び一部の金製品の翌日返還扱いに係る特別料金制度の廃止（平成19年度）
- ・ 従来から行ってきた製造業者及び販売業者に対するPRに加えて、新たに、小売業者並びに個人に対するPRの実施（平成18年度）

（注） すでに実施した施策を含む。

連絡・お問合せ先
造幣局 総務課 広報室
電話(直通)06-6351-5105